

茨城県議会基本条例の一部を改正する条例（案）に関する パブリックコメントの実施について

議会改革推進会議の一次答申（令和3年7月28日付け）を踏まえた、茨城県議会基本条例（平成24年茨城県条例第90号）の一部改正（案）について、広く県民の皆様からご意見をお伺いするため、パブリックコメントを実施します。

1 実施主体

茨城県議会改革推進会議

2 意見募集に係る公表資料

- (1) 「茨城県議会基本条例の一部改正に係る新旧対照表（案）」
- (2) 「茨城県議会基本条例の一部を改正する条例（案）の概要」
- (3) 「茨城県議会基本条例（現行条文）」
- (4) 令和3年7月28日付け「茨城県議会の改革について（一次答申）」

3 意見募集期間

令和3年10月19日（火）から11月1日（月）まで（当日消印有効）

4 意見提出方法

郵送、ファックス及び電子メール

5 意見募集の案内方法

県議会及び県のホームページ

6 資料の縦覧場所

- ・茨城県議会図書室（茨城県議会議事堂1階）
- ・茨城県行政情報センター（茨城県庁舎行政棟3階）
- ・茨城県立図書館（水戸市三の丸）
- ・各県民センター（県北・鹿行・県南・県西）県民福祉課

7 結果の公表

- ・提出された意見については、後日、考え方とともに概要を公表する。
- ・個別の回答はしない。

茨城県議会基本条例の一部を改正する条例（案）の概要

茨城県議会は、新型コロナウイルス感染症の影響をはじめ、人口減少や激甚化する自然災害への対応などの課題に対応し、議会改革に取り組むため、令和3年3月24日に議会改革推進会議を設置しました。

議会改革推進会議では、現在、令和3年7月28日付け一次答申において、茨城県議会基本条例(平成24年茨城県条例第90号)の見直しについて提言したことを受け、茨城県議会基本条例の改正を検討しています。

＜一次答申の見直し項目＞		＜改正概要＞
災害等の発生時における議会の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・部分的に規定されている災害等に関する対応を独立した条文として整理 ・「茨城県議会災害対策会議」を条例に位置付け ・災害等の発生時における議会の活動方針の策定について規定 	第11条の2 （災害等への対応）を新設
議会活動への県民参画の推進と主権者意識の醸成	<ul style="list-style-type: none"> ・県民の県政への理解と関心を高め、県議選投票率の向上等へつなげるため、議会活動を通じた県民の主権者としての意識の醸成など、議会が議会活動への県民参画をより推進していく旨を規定 	第19条 （県民の参画の推進）に第4項を新設
議会の監視機能等の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・重要な政策等の事前説明の努力義務を義務規定に改正 ・「県民生活に重要な影響を及ぼす条例の制定改廃」を事前説明の対象として明示 ・「基本計画等の重要な政策又は施策」の範囲等を明確化 ・予算の調製における議会の政策立案等（※）の尊重義務を規定 <p>（※）議員提案条例、調査特別委員会等の提言、災害時等の要望等</p>	第25条 （議会への説明等）の第1項（事前説明）及び第2項（議会の政策立案等の尊重義務）を改正
ICT技術の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・審議等におけるICT技術の積極的活用により、議会活動の充実を図るべき旨を規定 	第29条の2 （情報通信技術の活用）を新設

茨城県議会基本条例（平成24年茨城県条例第90号）新旧対照表（案）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>（中略）</p> <p>第2章 議会の役割及び運営（第3条—<u>第11条の2</u>）</p> <p>（中略）</p> <p>第6章 議会改革<u>等</u>（第28条—<u>第29条の2</u>）</p> <p>（以下略）</p> <p>（議会の役割）</p> <p>第4条 議会は、次に掲げる役割を担うものとする。</p> <p>（1）～（5） （略）</p> <p>（削る。）</p> <p>（本会議及び委員会）</p> <p>第6条 ～ 3 （略）</p> <p>4 <u>前3項</u>に定めるもののほか、本会議の運営並びに委員会（常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。以下同じ。）の設置及び運営については、茨城県議会会議規則（昭和35年茨城県議会規則第1号）及び茨城県議会委員会条例（昭和35年茨城県条例第46号）の定めるところによる。</p> <p>5 （略）</p>	<p>目次</p> <p>（中略）</p> <p>第2章 議会の役割及び運営（第3条—第<u>11</u>条）</p> <p>（中略）</p> <p>第6章 議会改革__（第28条・<u>第29</u>条）</p> <p>（以下略）</p> <p>（議会の役割）</p> <p>第4条 議会は、次に掲げる役割を担うものとする。</p> <p>（1）～（5） （略）</p> <p><u>（6） 県民の生命又は生活に直接影響を及ぼす災害等が発生した場合は、県民及び地域の状況を的確に把握し、知事等に速やかに必要な要請を行うこと。</u></p> <p>（本会議及び委員会）</p> <p>第6条 ～ 3 （略）</p> <p>4 <u>前各項</u>に定めるもののほか、本会議の運営並びに委員会（常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。以下同じ。）の設置及び運営については、茨城県議会会議規則（昭和35年茨城県議会規則第1号）及び茨城県議会委員会条例（昭和35年茨城県条例第46号）の定めるところによる。</p> <p>5 （略）</p>

改正案	現行
<p>(議会への説明等)</p> <p>第 25 条 知事等は、次に掲げる<u>とき</u>は、議会に対し、事前にその内容を説明する_____ものとする。</p> <p>(1) 予算を調製したとき。</p> <p>(2) 県政に係る基本計画、<u>県民生活に重要な影響を及ぼすような条例その他の重要な政策又は施策について</u>、基本方針、素案その他これらに類するものを作成し、又は変更したとき。</p> <p>2 知事等は、<u>予算の調製及び前項第 2 号の</u>重要な政策又は施策の作成<u>又は</u> 変更にあたっては、これらに関連する議会の<u>政策立案等</u>の趣旨を尊重するものとする。</p> <p>第 6 章 議会改革<u>等</u></p> <p><u>(情報通信技術の活用)</u></p> <p><u>第 29 条の 2 議会は、情報通信技術を積極的に活用することにより、議会活動の充実を図るものとする。</u></p>	<p>(議会への説明等)</p> <p>第 25 条 知事等は、次に掲げる<u>場合</u>は、議会に対し、事前にその内容を説明する<u>よう努める</u>ものとする。</p> <p>(1) 予算を調製したとき。</p> <p>(2) 県政に係る基本計画<u>等</u> _____の重要な政策又は施策について、基本方針、素案その他これらに類するものを作成し、又は変更したとき。</p> <p>2 知事等は、 _____<u>県政に係る基本計画等の</u>重要な政策又は施策の作成<u>若しくは</u>変更にあたっては、これらに関連する議会の<u>政策提言</u>の趣旨を尊重するものとする。</p> <p>第 6 章 議会改革__</p> <p>(新設)</p>